

# 研修会報告書

報告日	平成 26 年 6 月 9 日 (月)
氏 名	田村隆光

日 時	平成 26 年 5 月 20 日 (火) 9:30～11:30	場 所	新大阪丸ビル別館
研修名	地方議会議員セミナー in 大阪 テーマ：「公職選挙制度」 講師：幸田雅治 氏 (神奈川大学法学部教授)		
講義 要旨	<p>(1) 選挙運動と政治活動</p> <p>◎選挙運動と政治活動の定義</p> <p>* 選挙運動と政治活動の違いと定義について学び、それに伴う期間と行動の範囲について学んだ。</p> <p>◎選挙運動の範囲</p> <p>* 選挙運動の範囲については、選挙運動に該当しないものとして、政党の公認を求める行為、瀬踏み行為などの立候補の準備のための行為、さらに選挙運動の準備行為として、運動費用の調達、運動員となることの内交渉およびの事務所・個人演説会場の借入のうち交渉等は認められることの説明を受けた。</p> <p>◎文書図画による選挙運動</p> <p>* 選挙運動のために頒布できる文書図画、および選挙運動のために掲示できる文書図画さらには、違法とされる文書似付いて学んだ。</p> <p>◎選挙期間中の政治活動</p> <p>* 選挙期間中の政治活動については、個人の行う政治活動は規制の対象外であり、たとえ選挙期間中といえども選挙運動にわたらない純然たる政治活動は全く自由に行える。 また、政治活動の規制される選挙の種類として、下記の 3 点があることの説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 衆議院議員選挙および参議院議員選挙</li><li>・ 都道府県、指定都市の議会議員の選挙</li><li>・ 都道府県知事、市長の選挙</li></ul> <p>(2) ネットを活用した選挙運動の解禁</p> <p>2013年5月26日より、有権者、候補者、政党はウェブサイトもしくはEメールを利用した選挙が可能となったが、そこまでに至る経緯について説明があった。 内容としては、自治省、総務省との関係、インターネット利用者数の推移、SNS 利用者数の推移、Twitter および Facebook の利用者数の推移などグラフ等の資料を用い説明があった。</p>		



▲講師の幸田雅治氏

## ◎ I T時代の選挙運動に関する研究会報告書

\*上記の資料をもとに、ネット選挙の効果、課題、結論について下記の通り説明があった。

- ①ネット選挙の効果として、候補者情報の充実、政治参加の促進、有権者とかうほしゃとの直接対話の実現がある。
- ②課題としては、デジタルデバイド（パソコンやインターネットなどの情報技術(IT)を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差)の存在、インターネットの悪用、インターネットに付随する費用の増加がある。
- ③結論として、インターネットを選挙運動手段に追加することは適当だが、選挙の公正を確保するため、インターネット導入に伴い発生する弊害の最小化措置が必要である。

## ◎インターネットを活用した選挙運動

選挙運動に対するインターネットの解禁におけるウェブサイト、メール、SNSの活用と違法な使用、処罰規定について下記の内容の説明があった。

### \*ウェブサイトの活用（ホームページ・SNS）

----- 有権者、候補者、政党が活用可能

### \*Eメールの活用

----- 候補者、政党のみが活用可能

----- 事前に、本人の同意が必要

----- メールへの表示義務

### \*動画共有サイトの活用（You tube / ニコニコ動画/ Ustream 等）

----- 自己の演説を撮影してアップロードすることが可能に。

### \*処罰となる行為

----- 未成年者はネットを含む全ての選挙運動が禁止。また、ホームページ、メールのプリントなど印刷して配布してはならない。

## ◎ネット選挙解禁による今後の課題

ネット選挙が解禁になったことで、今後どのような変化や影響が出るのか等の説明が下記の内容であった。

### ①選挙運動の方法の変化

⇒ネット選挙による投票行動への影響やネットによる政治献金など変化が生じる。

### ②国民の政治産気への影響

⇒政治的無関心層の政治参加は促進されるのか。デジタルデバイドは解消されるのか。

### ③違法行為の取り締まり

⇒取り締まりの実効性と現実と規制のギャップは縮まるのか。